



ケアプラン点検について No.2

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今年度も感染症拡大防止対策のもと6月からケアプラン点検個別面談を実施していく予定です。「テキセイカだより（vol.5）」でケアプラン点検についてはお伝えしておりますが、今回はNo.2として改めてお伝えさせていただきます。

1 ケアプラン点検とは？

- 介護給付適正化主要事業の一つです。事前に対象となるケアプラン等を市にご提出いただき、保険者職員や委託事業所の講師と共に面談を行います。

2 ケアプラン点検の目的

- ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのものです。
- また、ケアプラン点検を保険者と介護支援専門員が協働で行うことにより、介護支援専門員だけではなく、保険者にも気づきが促され、地域包括ケアシステムの構築につながっていくことも期待されます。

【参考：ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省）】

3 実地指導とのちがい

- 実地指導と監査、ケアプラン点検はそれぞれ主たる目的が異なります。
- 実地指導は、介護保険法第23条に基づいて行われるものであり、実地指導に従わない事業者や不正が認められる・疑われる事業者に対しては、監査へと移行することがあります。
- 一方、ケアプラン点検は同法第115条の45に基づいて行われる介護給付等費用適正化事業の一つであり、自立支援に資するケアプラン作成や介護支援専門員の資質向上を目的に実施されるものです。

4 なぜ茨木市がケアプラン点検を行うのか？

- 「自立支援」に資する適切なケアプラン作成のために、第三者の目でケアプランを確認することにより、介護支援専門員個人の視点を補い、支援することが必要であるためです。
- わたしたち保険者職員は、茨木市民から保険料や税を預かる立場として、また、保険事務をつかさどる保険者機能の立場としてケアプラン点検に携わっています。ケアプラン点検を通じて、保険者としてより良いケアマネジメントのあり方を介護支援専門員の皆様と共に学び、普及していくことを目標としています。

5 茨木市のケアプラン点検の目標

本市では、次の3点を目標にケアプラン点検を行います。

- ①高齢者の自立を促すケアプランとなっているかをケアマネジャーと共に確認すること
- ②ケアマネジャーと共に保険者としてレベルアップすること
- ③ケアマネジャーの抱える悩み、日々の業務の実態を知り、解決に向かうよう支援すること

6 令和3年度のケアプラン点検

- ケアマネジャー1人2ケースずつケアプランを点検させていただきます。
- 個別面談に要する時間は1人1時間程度です。
- 同事業所職員の同席については、感染拡大防止の観点から人数を制限させていただいておりますのでご相談ください。
- 個別面談の対象事業所ごとにお声かけさせていただきますので、ご協力お願いいたします。
- 今年度改正の居宅サービス計画書記載要領の一部改正も踏まえた記載方法にも触れさせていただきたいと思っています。

感染症拡大防止対策を実施しています！

- ・可能な限り約2メートル以上の間隔をあけて席の配置を行う
- ・出席者の間にアクリル板を設置する
- ・面談を受けるケアマネジャー以外の同席者は1人までとする
- ・出席者全員マスクを着用する
- ・面談開始前に出席者全員手指消毒を行う
- ・随時室内の換気を行う
- ・1事業所面談終了ごとに共有部分（ドアノブ、机、椅子等）の消毒を行う



介護給付適正化担当
テキセイカ

茨木市のケアプラン点検は、感染症拡大防止対策をとりながら実施させていただきます。

また面談が一方通行にならないように、保険者とケアマネジャーが双方向で確認しあいながら進めていくことを心がけています。

集団で受ける研修とは違って、ケアプラン点検は実際のご自身の事例に基づいた相談ができますので、積極的に活用して一緒にレベルアップを目指しましょう！